

# 平成26年度三原市職員採用資格試験要項

## 保育士・幼稚園教諭職

平成26年3月31日  
三原市試験委員会

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 第一次試験日 | 平成26年 6月 8日(日)                 |
| 申込受付期間 | 平成26年 4月 1日(火) ~ 平成26年4月28日(月) |
| 採用予定日  | 平成26年10月 1日(水)                 |

### 1 試験職種及び採用予定人数

| 試験職種        | 採用予定人数 |
|-------------|--------|
| 保育士・幼稚園教諭職C | 若干名    |

(注意) 採用予定人数は、変更する場合があります。

### 2 受験資格

- 平成元年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人(平成27年4月1日現在で21~25歳。学歴は問いません。)
  - 保育士資格及び幼稚園教諭普通免許の双方とも有する人
  - 平成26年9月30日までに保育士資格及び幼稚園教諭普通免許の双方とも取得する見込みの人
- 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用される資格を取り消すことがあります。
- 次に該当する人は受験できません。
  - 成年被後見人及び被保佐人
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。

### 3 申込受付期間

平成26年4月1日(火)から平成26年4月28日(月)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)。なお、郵送の場合は、締切日消印有効です。

(注意) 受験を辞退する場合は、平成26年5月16日(金)までに電話連絡してください。

### 4 申込手続等

- 申込用紙の請求及び書類の提出先  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
三原市総務企画部職員課内 三原市試験委員会

- ア 郵便で請求する場合は、試験職種、あて先、郵便番号を明記して、140円切手を貼った返信用封筒(縦33cm×横24cm)を必ず同封してください。
- イ 請求時に、希望する職種を必ず明記してください。
- ウ この試験の試験要項及び申込書は、三原市のホームページにも掲載しています。ダウンロードして入手することができます。

(2) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務企画部職員課（電話：0848-67-6025）に問い合わせてください。

(3) 提出書類

ア 試験申込書

イ 写真（3箇月以内に撮影した脱帽上半身）縦5cm×横4cmのもの2枚  
（試験申込書及び受験票の所定の位置に貼付け）

ウ あて先を明記して82円切手を貼った返信用封筒（縦23.5cm×横12cm）

エ 保育士資格及び幼稚園教諭普通免許を証明する書類の写し（申込時に資格を有する者のみ提出）

（注意） 上記ア、イ及びエのほか、必要に応じて書類を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。

上記ウは、下記「(4)受験票の交付」に利用します。

(4) 受験票の交付

ア 受験票は、申込受付期間終了後に送付します。

イ 6月4日（水）までに受験票が到着しない場合は、必ず、上記(2)のとおり総務企画部職員課まで問い合わせてください。

(5) 申込みは、1つの試験職種に限ります。申込書提出後の試験職種の変更はできません。また、車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

## 5 試験の内容

試験は第一次試験、第二次試験及び第三次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について、第三次試験は第二次試験の合格者について行います。

| 区分    |               | 内容   |   |
|-------|---------------|--|---|
| 第一次試験 | 教養試験<br>(択一式) | 短大卒業程度   | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、<br>数的推理及び資料解釈に関する一般知識についての筆記試験 |
|       | 適性検査<br>(択一式) | 職務遂行に必要な適性についての検査                                  |   |
|       | 専門試験<br>(択一式) | 社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理・保育内容、保健衛生、<br>教育学、法規についての筆記試験  |   |
| 第二次試験 | 論文試験<br>(記述式) | 課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験<br>(論文テーマは、試験当日に発表します。) |   |
|       | 面接試験<br>(集団)  | 主として人物、識見等についての集団面接                                |   |
|       | 実技試験          | 保育士・幼稚園教諭に必要な音楽、リズム体操、図工の実技試験                      |   |

| 区分    |              | 内容   |
|-------|--------------|--|
| 第三次試験 | 面接試験<br>(集団) | 主として人物、識見等についての集団討論<br>(集団討論テーマは、試験当日に発表します。)  |
|       | 面接試験         | 主として人物、識見等についての個別面接  |
|       | 身体検査         | 職務遂行に必要な健康度について、国公立病院、赤十字病院等の公的医療機関及びそれらに準ずる医療機関が作成した健康診断書による検査<br>(診断書の様式は、三原市試験委員会が指定します。) |

## 6 試験の日時、場所及び合格発表

| 区分    | 日時  | 場所                              | 合格発表                      |
|-------|---|---------------------------------|---------------------------|
| 第一次試験 | 平成26年6月8日(日)<br>集 合 午前8時50分<br>試験開始 午前9時20分 | 港町三丁目<br>三原市役所<br>(0848)67-6025 | 平成26年6月23日(月)<br>午後1時(予定) |
| 第二次試験 | 平成26年6月28日(土)<br>集 合 午前8時30分<br>試験開始 午前9時   | 港町三丁目<br>三原市役所<br>(0848)67-6025 | 平成26年7月11日(金)<br>午後1時(予定) |
| 第三次試験 | 平成26年7月26日(土)<br>集 合 午前8時<br>試験開始 午前8時30分   | 港町三丁目<br>三原市役所<br>(0848)67-6025 | 平成26年8月8日(金)<br>午後1時(予定)  |

- (注意) 1 第一次試験及び第二次試験の試験日程は、終日を予定しています。
- 2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知を行います。
- 3 学業成績証明書は、第二次試験合格者を発表後、合格者に提出していただきます。
- 4 第一次試験会場には、駐車場が十分にありません。車での来場は、ご遠慮ください。

## 7 採用

- (1) 第三次試験合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。
- (3) 日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、平成26年9月までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (4) 採用はすべて条件付きで、原則として採用から6箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

## 8 給与

- (1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。  
大学新卒者 178,800円  
短大新卒者 161,600円
- (2) その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

## 9 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分です。

## 10 申込書記入上の注意事項

- (1) 記載事項に不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- (2) 黒のインク又はボールペンを用いて、かい書で、ていねいに自書してください。

(申込書は、ワープロ等で記入しないでください。)

- (3) 学歴は最終のものから順に、中学校以上を記入してください。
- (4) 満年齢の記入は、申込時の年齢ではなく、平成27年4月1日現在の年齢としてください。
- (5) 第一次試験の合格通知等の送付などで、現住所以外を希望する場合は、連絡先を必ず記入してください。

**参考：日本国籍を有しない職員の任用原則**

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。

**※試験会場案内図**

